

卓 話

平成 23 年 1 月 11 日

『入札制度について』

岐阜中ロータリークラブ 馬場秀幸会員

公共工事（土木）の入札制度の現状について浅知恵ですが話させていただきます。現在の入札の多くは、2005 年の鋼鉄橋梁をめぐる談合事件の疑いで企業や各社の担当者が公正取引委員会によって起訴されました。この事件は国土交通省の直轄工事で初めての工事となりました。その様な事象に対応するため、従来の指名競争入札での予定価格の公表、最低限度価格の設定、段階的な一般競争入札移行がなされ現在に至っています。



■指名競争入札

この入札は、自治体の指名を受けた業者だけが入札に参加できる方式です。

- ・ 工事の請負の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの。
- ・ その性質又は目的により加わるべき者の数が一般競争入札に付る必要がないとき。
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

この様な場合に、自治体の条件を満たす業者を指名し、指名した業者だけで入札を行います。（最初に言いましたように 6 年程前までは、この入札方式で行われていました。）

■予定価格の公表

これによって適切に設定された予定価格(上限拘束性)がある為、予定価格の制限内での最低価格で入札したものを契約相手とし、その価格を契約金額とすることになります。

公表によって上限を拘束しているため、不当に高額な価格で工事が契約されることを防止することができます。

しかし、業者側は自らの積算なしで、その手間が省けた状況下で入札に望むことが出来ますし、これが談合の環境下であれば上限に近い金額で受注することも可能になります。

この様な環境下での上限に近い落札によって、オンブズマンやマスコミ等により予定価格の 95%以上での落札は、高落札と定義付け

■最低限度価格の設定

これ以上安い価格で落札されると最低限度の品質が確保されないと判断される価格であり、過剰な低価格競争による品質低下を防ぐ意図から設定されています。

■一般競争入札

この入札は、基本的には誰でも参加できる入札方式です。厳密には破産者や、自治体との以前の契約で不正を働いたものは参加出来ないことが地方自治法施行令によって定めら

れています。また、自治体の長は契約の種類や金額に応じて経営の規模や状況を要件とする資格を定めています。制限の意義は、客観的な条件を設けることによって一定の水準を確保することが目的です。(営審査による客観点数の設定)基準をクリアすれば誰でも参加できることから、不特定多数が競争することでより安価に調達できるという原則に即したものです。

■随意契約

この入札は、競争を行わず、特定の相手を選んで契約する方法です。競争入札に布し入札者がいないとき、又は再度入札に布し落札者がいないとき。

落札者が契約を妥結しないとき。

- ・随意契約のできる金額(予定価格)

都道府県及び指定都市 250 万未満

市町村 130 万未満

上記の様な入札方法がありますが、数年前までは、金額の大きい大規模工事の少数の契約、圧倒的に多い随意契約、そしてそれ以外の指名競争入札が行われていました。

- ・指名競争入札は、発注者が指名した業者のみができるので、一定の品質確保や不良不適格の排除などには役立つが、発注者の恣意^{しい}が入りやすく、官製談合の温床になると思われます。又、指名業者決定後に行われる「現場説明会」は、指名業者が一同に会するわけで参加者が誰であるかわかります。
- ・一方の、一般競争入札は、不良不適格業者の排除が困難であり、事務量の増加デメリットがあるものの競争性の確保に役立つと考えられます。

この様なことから、指名競争入札から一般競争入札への移行がなされているのが現状です。